

第77回評議員会
& 旗開き
日時：1月7日(土)13時半～
場所：千葉土建会館7階



第373号
2022年
12月21日

発行
千葉県労働組合連合会
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8
自治体福祉センター3F
電話 043 (225) 5576
FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価20円

第 373 号 URL 版 2022 年 12 月 31 日
発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター
電話 043 (225) 5576 FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

物価高から生活まもる大幅賃上げを 12・10 春闘学習討論集会を開催



春闘大幅賃上げに向け議論する参加者

23 春闘に向けた学習と方針提案

12月10日に千葉土建会館で「2023年国民春闘千葉県学習討論集会」が開催されました。23春闘を視野に賃金労働条件に係る情勢と要求実現に向けた課題を学習・討論し、意思統一を行う事を目的に、現地参加28人、オンライン参加7人、合計35人が参加しました。

開会挨拶では本原議長から「諸物価高騰で生活が厳しい中、岸田内閣により大軍拡・大增税の話が進行中だ。今こそたたかう労働組合の出番だ。春闘要求に確信を持ち、団結して大幅賃上げと政治を変えるたたかひのスタートを切ろう」と呼びかけました。

続いて、全国革新懇事務室長の小田川義和氏から講演があり「くらしと平和の危機をどう乗り越えるか。今春闘は労働組合の存在意義が問われる春闘になる」と呼びかけました。

くらしと平和の危機をどう乗り越えるか

まとめに「くらしの危機が押し寄せる“今日”、何をするか」として、「自分の賃上げだけでなく、社会保障や政策への要求もセットで行うこと。戦争反対は労働者のくらしと権利を守るためのたたかひだ。103万円の“壁”の問題について変化をもたらすチャンスが来ている。地球環境問題、気候危機との向き合いでも労働運動の関与は避けられない」などが話され、引き続きみんなで協力して労働運動に取り組むことを確認しました。

続いて、矢澤事務局長から「①物価高に応じた大幅賃上げを実現しよう②憲法を活かしていのちと暮

らしを守ろう③組織強化拡大を進めて運動を前進させよう」の3つのスローガンを踏まえ、国民春闘方針素案の提案がされました。

各組織から 7 人の発言

提案を受け討論では、「公務公共サービス拡充を求める請願署名と最低賃金引き上げに関する提案」(県国公労)、「物価上昇率と賃金引き上げ率との差から生活維持すらできない状況について」(自治労連)、「三和機材の争議について」(JMITU)、「私立の高校教諭懲戒免職処分についての争議支援協力をお願い」(私教連)、「2千人以上いる組合員とのつながりを大切にたたかいを広げていきたい」(市川浦安労連)、「最賃チャレンジャーなどの最低賃金の取り組み紹介」(コープネットグループ労組)、「春闘を盛り上げ、国民春闘に値するような地域労連の働きかけをしたい」(東葛労連)などの発言がありました。

まとめを矢澤事務局長が行い、若菜副議長の閉会挨拶で終了しました。



賃上げの重要性を語る小田川氏

11.25 教育署名提出集会

教育予算の増額を求める

11月25日、午後4時から県庁の議会棟3階会議室において、千葉県に対し教育予算の増額を求める署名提出集会を開催しました。

全教千葉・千葉私教連・千葉県の私学をよくする父母懇談会・千葉県私学退職教が参加しました。

始めに主催者挨拶として、全教千葉浅野書記次長の公立小中学校における教員未配置問題の解消と少人数学級の早期実現を訴えました。そして、今年度の採用試験では大幅な増員がされたことが報告されました。

続いて、共産党の加藤・三輪両県議の紹介があり、加藤県議が挨拶されました。

その後、当日までの署名数41310筆に各団体からの一言が添えられ、県総務部を通じて県議会に提出しました。

そして、各団体からの取り組みの交流が行われ、退職教員からは花立先生(市原中央0B)が挨拶され、県父母懇からは宮澤会長が今年の父母懇活動を報告しました。

閉会挨拶を千葉私教連書記長の有馬先生(専大松戸)が、私学でも少人数学級を実現するためにも私学助成の速やかな2分の1達成は重要と訴えて会は閉じました。

県への署名提出は12月2日に最終提出を終え、最終では42710筆を提出しました。国へは来年の2月が最終提出となります。

教育署名の更なる署名へのご協力をお願いします。



教育全国署名提出行動の様子

波濤

4年に1度のサッカーW杯は、12月12日現在、ベスト4が出揃い、準決勝、3位決定戦、決勝の4試合を残すのみだ。予選リーグから決勝

トーナメント初戦の間、日本代表の試合で話題となり、深夜から未明の時間帯で試合を生観戦した人も多いと思う▼開会前、競技場建設が進む中で、中東初開催国カタールにおける外国人労働者の劣悪な労働環境が報道されてきた。サッカーの祭典準備に携わる膨大な人々の中で、不当な扱いを受けた人への救済を明確にすべきだろう▼一方、日本では、スポーツの理念と相容れない、敵基地攻撃能力を見据えた準備が進んでいる。スポーツを心から楽しむためにも、軍事費を増やしてはならない。



いたるところに円安の影

【2面】

労働者に沿った労働法制の確立を

11・23 千葉県権利討論集会

労働法制改悪と労働者のたたかい

毎年 11 月 23 日には千葉県権利討論集会が行われます。今年も 11 月 23 日、千葉県権利討論集会は千葉土建本部会館にてオンライン併用で開催されました。

今年のテーマは「労働法制改悪のネライと労働者のたたかい」とし、日本労働弁護団の木下徹郎氏が記念講演を行いました。無期転換、多様な労働契約、裁量労働制、解雇の金銭解決、フリーランスの働き方などのキーワードでそれぞれの課題に触れました。木下氏は「労働法制を良くするためにどのように取り組むか議論が大事だ。どうやって一般に問題意識を喚起していくか非常に難しい」と、述べました。

特別報告として3つの職場から報告を頂きました。児童相談所で長時間労働による鬱病を発症し、退職に追い込まれた元職員が千葉県を提訴した件。東メディカルセンターにおけるパワハラ、セクハラ事案で立ち上がった1人の女性職員の件。私立高校で生徒に指導したことが「セクハラ」と決めつけられ、懲戒解雇された件。いずれの争議も解決に向け取り組みがすすんでいる報告がありました。

県内でたたかう争議団紹介では、これまで12年近く不当解雇で会社とたたかってきたJAL争議団が会社と和解解決した報告がありました。実行委員会から花束を贈呈し、会場の温かい拍手で祝福しました。



日本労働弁護団の木下弁護士からの講演

最後に「私達、本集会参加者は、政府・財界が狙う労働法制改革を食い止め、労働者が真に求める労働法制を目指し、広く社会にアピールしてたたかう」ことの宣言が提案され、拍手をもって採択されました。

組合拡大とともに共済も広げよ

働く者の千葉地方共済会第 27 回定期総会

12 月 16 日に自治体福祉センターで、働く者の千葉地方共済会の総会が開催されました。コロナ禍の中、6 共済会 8 人が参加しました。

議長の選出後、麻生副理事長が「岸田新政権に変わっても、政治が不安定で物価が高騰し、生活が苦しい。物価高が止まらず国民生活と命が脅かされている。共済で節約し、家計の助けに少しでもなればいい」と、主催者挨拶を行いました。

続いて、佐々木事務局長が 2022 年度の経過と総括、2023 年度の運動方針、決算・予算の提案を一括で行いました。



千葉地方共済会総会の様子

総括として「組織拡大の為に共済は欠かせない。昨今、コロナ感染症が蔓延し、活用できる共済の存在は大切な事が報告されました。

経済活動と人々の命を守ろうと奮闘する中でも共済は大きな役割を發揮しています。万が一、コロナに感染した時のためにも、入ってよかった全労連共済への加入をおすすめします」とまとめました。次年度の運動方針は、組合の組織拡大と共済を拡大し、各加盟共済会が加盟人数・口数ともに純増 10% を目標に拡大を進めることが提案承認されました。

共済活動は、労働組合の生活を守る、福利厚生活動であり、労働組合の運動の重要な柱です。魅力ある制度として大いに加入を呼びかけていきましょう。

労働相談一ヶ月

～国保の傷病手当金制度・終了～

Q 8 月末、倦怠感を伴う発熱があり、PCR 検査を受けました。結果は陰性でしたが、倦怠感を伴う発熱が止まらず休みました。契約を 9 月で切られましたが、10 月になっても熱が下がりません。国民健康保険に加入しました。生活が出来ないため傷病手当金の請求手続きをしたいと思えます。どのようにすればよいのでしょうか。

A 第 1 に、国民健康保険制度（国保）には、傷病手当金を給付する制度はありません。したがって、相談者への回答としては、請求手続きはできないということになります。

第 2 に、この間、新型コロナの感染拡大対策のひとつとして、国保加入者に、特例措置としてコロナの陽性に伴う休業者に傷病手当金の支給を行いました。相談者は、コロナ特例措置としての支給を、健保組合等の傷病手当金制度と同様のものと混同したものと思われます。

第 3 に、国保に傷病手当金の支給制度がない理由は、国保加入者がパートなど労働者や自営業者、農林水産業者など多様な加入者と賃金の把握の難しさなどから傷病手当金支給制度を作っていないと言います。今回、コロナ対応の特例措置としても、制度を作ることができている以上、国保制度に傷病手当金制度を導入することの支障はないことが明らかとなりました。改めて制度の

導入を要求する必要があると考えます。なお、協会けんぽ等にあつて国民健康保険にない給付がほかにもあります。

現在、コロナの感染拡大に伴う特例措置が次々と廃止されています。国保の傷病手当金制度も 22 年 12 月いっぱいまで廃止になる予定です。コロナの第 8 波が来ている中で、どのような対策が必要か声をあげる必要があります。【中林】